

別表十六(一)
「32」又は「33」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

① 旧定額法又は定額法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・	・	法人名	()
	・	・		

御 注 意

1 この表には、減価償却資産の耐用年数、種類等及び償却方法の異なることとまとめて別行にして、その合計額を記載できますが、(1)当期の途中で事業の用に供した資産又は資本的支出、(2)措置法又は震災特例法による特別償却の規定の適用を受ける資産については、他の資産と区別して別行にして、記載してください。なお、(1)の資産(2)の資産に該当するものを除きます。(3)の「34」欄の金額については、耐用年数、種類等及び償却方法を同じくする他の資産の金額と通算して「36」欄及び「37」欄の金額を記載できます。

2 措置法又は震災特例法による特別償却の規定の適用を受ける場合には、「特別償却限度額の計算に関する付表」を添付してください。

種 類	1								
構 造	2								
細 目	3								
取 得 年 月 日	4	・	・	・	・	・	・	・	・
事業の用に供した年月	5								
耐 用 年 数	6		年		年		年		年
取得価額又は製作価額	7	外	円	外	円	外	円	外	円
圧縮記帳による積立金計上額	8								
差引取得価額	9								
償却額計算の対象となる期末現在の帳簿記載金額	10								
期末現在の積立金の額	11								
積立金の期中取崩額	12								
差引帳簿記載金額	13	外△		外△		外△		外△	
損金に計上した当期償却額	14								
前期から繰り越した償却超過額	15	外		外		外		外	
合 計	16								
		(13)+(14)+(15)							
平成19年3月31日以前取得分の普通償却限度額等	17								
残存価額	18								
差引取得価額×5%	19								
		$(9) \times \frac{5}{100}$							
旧定額法の償却額計算の基礎となる金額	20								
		(9)-(17)							
旧定額法の償却率	21								
		(16)>(18)の場合							
算出償却額	22		円		円		円		円
		$(19) \times (20)$							
増加償却額	23	()	()	()	()	()	()	()	()
		(21)×割増率							
計	24								
		(21)+(22)又は(16)-(18)							
算出償却額	25								
		(16)≤(18)の場合							
		$(18-1円) \times \frac{5}{60}$							
定額法の償却額計算の基礎となる金額	26								
		(9)							
定額法の償却率	27		円		円		円		円
		平成19年4月1日以後取得分							
算出償却額	28	()	()	()	()	()	()	()	()
		(25)×(26)							
増加償却額	29	()	()	()	()	()	()	()	()
		(27)×割増率							
計	30								
		(27)+(28)							
当期分の普通償却限度額等	31								
		(23)、(24)又は(29)							
特別償却限度額	32	外	円	外	円	外	円	外	円
		特別償却限度額							
前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	33								
計	34								
		(30)+(32)+(33)							
当期償却額	35								
償却不足額	36								
		(34)-(35)							
償却超過額	37								
		(35)-(34)							
前期からの繰越額	38	外		外		外		外	
当期償却不足によるもの	39								
		当期償却不足によるもの							
積立金取崩しによるもの	40								
		当期償却不足によるもの							
合計翌期への繰越額	41								
		(37)+(38)-(39)-(40)							
翌期に繰り越すべき特別償却不足額	42								
		((36)-(39))と((32)+(33))のうち少ない金額							
当期において切り捨てる特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	43								
差引翌期への繰越額	44								
		(42)-(43)							
翌期額への内繰	45								
		当期分不足額							
格組再編成により引き継ぐべき合併等特別償却不足額	46								
		(36)-(39)と(32)のうち少ない金額							
備考	47								

P73~76参照

P76参照

別表十六(一) 令二・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

別表十六(一)、別表十六(二)、別表十六(三)及び別表十六(五)

別表十六(一)「32」、別表十六(二)「36」、別表十六(三)「32」又は別表十六(五)「30」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

(注) 別表十六(一)「32」、別表十六(二)「36」、別表十六(三)「32」又は別表十六(五)「30」欄の外書きは、特別償却に関する規定の適用を受けることに代えて、特別償却対象資産について特別償却準備金を積み立てる場合に記載することになっています。

この場合は、「準備金方式による特別償却」措置の適用を受けることとなりますので、別表十六(九)の記載方法(P79～82参照)に従って「適用額明細書」を記載してください。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の特別償却	第68条の10第1項 (第42条の5第1項第1号)	10598	別表十六(一)「32」欄、 別表十六(二)「36」欄、 別表十六(三)「32」欄又は 別表十六(五)「30」欄 の金額
	第68条の10第1項 (第42条の5第1項第2号)	10600	
	第68条の10第1項 (第42条の5第1項第3号)	10602	
中小連結法人が機械等を取得した場合の特別償却	第68条の11第1項 (第42条の6第1項第1号)	10030	
	第68条の11第1項 (第42条の6第1項第2号)	10033	
	第68条の11第1項 (第42条の6第1項第3号)	10036	
	第68条の11第1項 (第42条の6第1項第4号)	10039	
国家戦略特別区域において機械等 を取得した場合の特別償却	第68条の14第1項	10605	
国際戦略総合特別区域において機械 等を取得した場合の特別償却	第68条の14の2第1項	10291	
地域経済牽引事業の促進区域内にお いて特定事業用機械等 ^{けん} を取得した場 合の特別償却	第68条の14の3第1項	10580	
地方活力向上地域等において特定建 物等 ^{けん} を取得した場合の特別償却	第68条の15第1項	10551	
特定中小連結法人が経営改善設備を 取得した場合の特別償却	第68条の15の4第1項	10428	
中小連結法人が特定経営力向上設備 等 ^{けん} を取得した場合の特別償却	第68条の15の5第1項	10584	
認定特定高度情報通信技術活用設備 を取得した場合の特別償却	第68条の15の6の2第1項	10636 ※	

※ 区分番号「10636」は、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律の施行日以後に認定特定高度情報通信技術活用設備の取得等をした場合が該当します。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
革新的情報産業活用設備を取得した場合の特別償却	令和2年旧措置法第68条の15の7第1項	10611	別表十六(一)「32」欄、別表十六(二)「36」欄、別表十六(三)「32」欄又は別表十六(五)「30」欄の金額
再生可能エネルギー発電設備等の特別償却	第68条の16第1項の表の第1号	10614	
船舶の特別償却	第68条の16第1項の表の第2号の中欄のイ	10623	
	第68条の16第1項の表の第2号の中欄のロ	10625	
	第68条の16第1項の表の第2号の中欄のハ	10627	
港湾隣接地域における技術基準適合施設の特別償却（耐震基準適合建物等の特別償却）	令和2年旧措置法第68条の17第1項	10501	
	第68条の17第1項	10504	
被災代替資産等の特別償却	第68条の18第1項の表の第1号	10591	
	第68条の18第1項の表の第2号	10593	
関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却	第68条の19第1項	10303	
特定事業継続力強化設備等の特別償却	第68条の20第1項	10629	
共同利用施設の特別償却	第68条の24第1項	10306	
情報流通円滑化設備の特別償却	令和2年旧措置法第68条の26第1項	10616	
特定地域における工業用機械等の特別償却	第68条の27第1項 (第45条第1項の表の第1号)	10119	
沖縄の産業高度化・事業革新促進地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	第68条の27第1項 (第45条第1項の表の第2号)	10510	
沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	第68条の27第1項 (第45条第1項の表の第3号)	10513	
沖縄の経済金融活性化特別地区において工業用機械等を取得した場合の特別償却	第68条の27第1項 (第45条第1項の表の第4号)	10516	
沖縄の離島地域における旅館業用建物等の特別償却	第68条の27第1項 (第45条第1項の表の第5号)	10134	

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
特定地域における産業振興機械等の割増償却	平成27年旧措置法第68条の27第2項の表の第1号	10437 ※1	別表十六(一)「32」欄、別表十六(二)「36」欄、別表十六(三)「32」欄又は別表十六(五)「30」欄の金額
	第68条の27第2項の表の第1号	10556 ※1	
	第68条の27第2項の表の第2号	10543 ※2	
	平成26年旧措置法第68条の27第2項の表の第2号	10440 ※2	
	第68条の27第2項の表の第3号	10519 ※2	
	第68条の27第2項の表の第4号	10558	

※1 区分番号「10437」は、平成27年4月1日前に取得等をした産業振興機械等について、半島振興対策実施地域に係る措置の適用を受ける場合が該当します。平成27年4月1日以後に取得等をした産業振興機械等について、平成27年度税制改正により改組された半島振興法の認定産業振興促進計画に記載された区域及び事業(経過措置によりその区域及び事業とみなされるものを含みます。)に係る措置の適用を受ける場合には、区分番号「10556」が該当します。

※2 区分番号「10440」は、平成26年4月1日前に取得等をした産業振興機械等について、奄美群島に係る措置の適用を受ける場合が該当します。平成26年4月1日以後に取得等をした産業振興機械等について、平成26年度税制改正により改組された奄美群島振興開発特別措置法の認定産業振興促進計画に記載された区域及び事業(経過措置によりその区域及び事業とみなされるものを含みます。)に係る措置の適用を受ける場合には、区分番号「10519」が該当します。
なお、離島振興対策実施地域に係る措置の適用を受ける場合には、区分番号「10543」が該当します。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
医療用機器等の特別償却	第68条の29第1項	10324	別表十六(一)「32」欄、別表十六(二)「36」欄、別表十六(三)「32」欄又は別表十六(五)「30」欄の金額
	第68条の29第2項	10631	
	第68条の29第3項	10633	
障害者を雇用する場合の特定機械装置の割増償却(障害者を雇用する場合の機械等の割増償却)	第68条の31第1項	10330	
事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却	第68条の33第1項	10595 ※	

※ 区分番号「10595」は、平成30年度税制改正前に取得等をした資産について適用を受けようとする場合にも、適用額明細書の「租税特別措置法の条項」欄には、平成30年度税制改正後の租税特別措置法の条項番号(第68条の33第1項)を記載してください。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
企業主導型保育施設用資産の割増償却	令和2年旧措置法第68条の34第1項	10618	別表十六(一)「32」欄、別表十六(二)「36」欄、別表十六(三)「32」欄又は別表十六(五)「30」欄の金額

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
特定都市再生建築物の割増償却	第68条の35第1項 (同条第3項第1号)	10449	別表十六(一)「32」欄、 別表十六(二)「36」欄、 別表十六(三)「32」欄又は 別表十六(五)「30」欄 の金額
	「第68条の35第1項」、「平成31 年旧措置法第68条の35第1項」 又は「平成27年旧措置法第68条 の35第1項」 (「第68条の35第3項第2号」、 「平成31年旧措置法第68条の35 第3項第1号ロ」又は「平成27 年旧措置法第68条の35第3項第 2号ロ」)	10452	
倉庫用建物等の割増償却	平成28年旧措置法第68条の36第 1項	10342 ※	
	第68条の36第1項	10575 ※	

※ 区分番号「10342」は、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律による改正前の流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(物流効率化法)の認定又は確認を受けた法人の平成29年3月31日以前に取得等をした倉庫用建物等について平成28年度税制改正前の措置の適用を受ける場合が該当します。また、改正後の物流効率化法の認定を受けた法人が平成28年10月1日以後に倉庫用建物等を取得する場合は、区分番号「10575」が該当します。

別表十六(一)「33」、別表十六(二)「37」、別表十六(三)「33」又は別表十六(五)「31」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例	「第68条の40第1項」又は「第68 条の40第4項」	10186	別表十六(一)「33」欄、 別表十六(二)「37」欄、 別表十六(三)「33」欄又は 別表十六(五)「31」欄 の金額